

労務関連ニュースレター

February 2024

In brief

2024年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について、Q&A集が厚生労働省から公表されています。その他、「労働者募集等の際に明示すべき労働条件の追加」、「2024年度労災保険率の改定」、「2024年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除」、「日・イタリア社会保障協定の発効」、および「2024年度の協会けんぽ健康保険料率および介護保険料率」についてご紹介します。

In detail

1. 2024年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

パートタイマー、アルバイト等の短時間労働者については、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、同一の事業所で同様の業務に従事している通常の労働者の4分の3以上である場合、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

2022年8月号でご紹介したとおり、現在は、被保険者数が101人以上の事業所で働く場合には、1週間の所定労働時間または1ヶ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満である短時間労働者も、一定の要件を満たす場合には、健康保険・厚生年金保険の適用対象となりますが、2024年10月以降は適用範囲が拡大され、被保険者数が51人以上の事業所で働く場合も対象となります。この改正についてのQ&A集が厚生労働省から公表されましたので内容をご確認ください。

〈1週間の所定労働時間または1ヶ月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3未満である短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の要件〉（下線部分が改正点）

| 対象 | 要件 | 2022年10月～(現行) | 2024年10月～ |
|--------|--------|---------------------|-----------|
| 事業所 | 事業所の規模 | 常時100人超 | 常時50人超 |
| 短時間労働者 | 労働時間 | 1週間の所定労働時間が20時間以上 | |
| | 賃金 | 月額88,000円以上 | |
| | 勤務期間 | 継続して2ヶ月を超えて使用される見込み | |
| | その他 | 学生ではないこと | |

「2024年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について」の詳細は、以下の厚生労働省および日本年金機構のウェブサイトでご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kouseinenkin.files/jigyounushi_guidebook.pdf (ガイドブック)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240124T0010.pdf> (Q&A集)

2. 労働者募集等の際に明示すべき労働条件の追加について(職業安定法施行規則)

2023年8月号でご紹介したとおり、2024年4月1日より施行される職業安定法施行規則の改正により、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際に明示しなければならない労働条件について、以下の事項が追加されます。この改正についてのQ&Aが厚生労働省から公表されましたのでご紹介します。

(1) 追加される明示事項

| 追加される明示事項 | 明示する際の注意点 |
|------------------|---|
| 従事すべき業務の変更の範囲 | 変更の範囲とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換等、今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中ににおける変更の範囲のことをいいます。 |
| 就業場所の変更の範囲 | 上段と同じ |
| 有期労働契約を更新する場合の基準 | 通算契約期間または更新回数の上限を含みます。 |

(2) 施行日

2024年4月1日

「労働者募集等の際に明示すべき労働条件の追加について」の詳細は、以下の厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/001183267.pdf> (Q&A)

3. 2024年度労災保険率の改定について

2024年4月に、事業主が支払う労災保険料算出に用いる労災保険率等の改定が行われますので内容をご確認ください。なお、労災保険率は業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況等を考慮し、原則3年ごとに改定されています。

(1) 改正の概要

- ① 労災保険率が改定され、業種平均が4.5/1000から4.4/1000へ引き下げられます。
全54業種中、引下げとなるのは17業種、引上げとなるのは3業種です。
- ② 一人親方等の特別加入に係る第2種特別加入保険料率が改定されます。
全25区分中、引下げとなるのは5区分です。
- ③ 請負による建設の事業に係る労務費率(請負金額に対する賃金総額の割合)が改定されます。
全9区分中、引下げとなるのは2区分です。

(2) 施行日

2024年4月1日

「2024年度労災保険率の改定」についての詳細は、以下の厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousai_hokenritsu_kaitai.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37107.html

4. 2024 年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について(所得税法)

税務ニュースレターの [2024 年 1 月号](#) でご紹介のとおり、自由民主党および公明党両党が 2024 年度税制改正大綱を公表し、2024 年 6 月 1 日より、居住者の給与収入に係る源泉徴収税額および住民税額から定額減税に係る額(以下「特別控除の額」)を控除する方針を決めました。

この決定を受けて、財務省および国税庁は、法案の国会提出前であっても、源泉徴収義務者が早期に改正の準備に着手できるように、改正の概要を公表しました。この法案は、通常国会にて国会審議を経て正式に決定されることになります。

| 改正の概要 | 内容 |
|-----------|---|
| 定額減税の対象者 | 2024 年分の合計所得金額が 1,805 万円以下(給与収入のみの場合は 2,000 万円以下)の居住者 |
| 特別控除の額 | <p>給与の支払者は、2024 年 6 月 1 日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において甲欄が適用される居住者を対象として、2024 年 6 月 1 日以後最初の給与等の支払日までに提出された扶養控除等申告書に記載された情報に基づき、特別控除の額を計算する。特別控除の額は、以下の金額の合計額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本人:3 万円 本人の同一生計配偶者:3 万円 本人の扶養親族(16 歳未満の扶養親族を含む):1 人につき 3 万円 |
| 定額減税の実施方法 | <ol style="list-style-type: none"> 2024 年 6 月 1 日以後最初に支払を受ける給与等に対する源泉徴収税額から特別控除の額を控除する。控除しきれない部分の金額は、以後 2024 年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除する。 控除後に扶養控除等申告書に記載された事項の異動によって特別控除の額に異動が生じた場合は、年末調整時に調整が行われる。 年末調整においては、住宅借入金等特別控除後の所得税額から、住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に、特別控除の額を控除する。 |

この改正により、2024 年 6 月 1 日以後に年末調整をして作成される源泉徴収票の摘要欄や給与明細等に、定額減税に関する記載事項が追加されますので、所得税の源泉徴収事務にあたりご留意ください。

「2024 年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」の詳細は、以下の国税庁のウェブサイトでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

5. 日・イタリア社会保障協定の発効について

2024 年 1 月、「社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定(日・イタリア社会保障協定)」の効力発生のための外交上の公文の交換が行われ、協定の効力が 2024 年 4 月 1 日に生じることとなりました。

現在、日・イタリア両国の企業からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者等(企業駐在員等)には、日・イタリア両国で年金制度への加入が義務付けられているため、保険料の二重払いの問題等が生じています。この協定により、派遣期間が 5 年以内と見込まれる一時派遣被用者等は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。なお、この協定には、それぞれの国における年金の受給権を確立するための両国での保険期間の通算規定は含まれません。

「日・イタリア社会保障協定の発効について」の詳細は、以下の厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/pressrelease_nenkink20240112_00001.html

6. 2024 年度の協会けんぽ健康保険料率および介護保険料率について

2024 年度の協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率が本年 3 月分(4 月納付分)から改定されます。

主な都道府県の保険料率は以下のとおりです。

| | 2024 年度 | (2023 年度) |
|------|---------|-----------|
| 東京都 | 9.98% | 10.00% |
| 神奈川県 | 10.02% | 10.02% |
| 大阪府 | 10.34% | 10.29% |

※40 歳から 64 歳までの方(介護保険第 2 号被保険者)は、全国一律の介護保険料率(1.60%)が加わります。

「2024 年度の協会けんぽ健康保険料率および介護保険料率について」の詳細は、以下の全国健康保険協会のウェブサイトでご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r06/240205/>

※本ニュースレターは 2024 年 2 月 9 日現在の情報に基づき作成しています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 社会保険労務士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/outsourcing/hr-consulting.html>

シニアマネージャー
岩岡 学

マネージャー
兵頭 美樹

マネージャー
佐分 聖美

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む>](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する>](#)

PwC アウトソーシングサービス合同会社および PwC 社会保険労務士法人は、PwC 税理士法人および PwC 弁護士法人とも連携し、記帳代行、給与計算および支払代行サービス等に加え、人事労務サービス、給与計算サービス、社会保険コンサルティングサービスなど、より広範囲にわたるアウトソーシングサービスを提供いたします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Labor and Social Security Attorney Corporation. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.